

---

令和4年大和町議会4月随時会議会議録

---

令和4年4月14日（木曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

---

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	福祉課長補佐	荒 木 直 美 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健康支援課長 補 佐	菊 地 昭 人 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	都市建設課 課 長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	上下水道課長	野 田 実 君
財政課長補佐	堀 籠 優 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	遠 藤 眞起子 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 任	渡 邊 直 人		

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前10時56分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

会議の前に申し上げます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴席、出入口の扉を常時開放し、休憩中には議場の両扉を開き、換気を行います。

本日の随時会議におきましても、議員及び執行部の皆様におかれましても、マスクの着用、こまめな手洗い、消毒、せきエチケット、換気の徹底、三密を避けるなどの基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

なお、本随時会議の執行部の出席者については、全員協議会に引き続き三役及び関係審議関連課長等とさせていただきます。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから令和4年大和町議会4月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番馬場良勝君及び8番千坂博行君を指名します。

---

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日のみに決定いたしました。

---

日程第3「報告第4号 専決処分の報告について（大和町税条例等の一部を改正する条例）」

日程第4「報告第5号 専決処分の報告について（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）」

日程第5「報告第6号 専決処分の報告について（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

日程第6「報告第7号 専決処分の報告について（令和3年度大和町一般会計補正予算）」

日程第7「報告第8号 専決処分の報告について（令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算）」

日程第8「報告第9号 専決処分の報告について（令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算）」

日程第9「報告第10号 専決処分の報告について（令和3年度大和町下水道事業特別会計補正予算）」

日程第10「報告第11号 専決処分の報告について（令和4年度大和町一般会計補正予算）」

議長（高平聡雄君）

日程第3、報告第4号 専決処分の報告について（大和町税条例等の一部を改正する条例）から日程第10、報告第11号 専決処分の報告について（令和4年度大和町一般会計補正予算）までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。税務課長小野政則君。

税務課長（小野政則君）

おはようございます。

それでは、税務課から税条例等の専決処分について報告させていただきます。

それでは議案書1ページをお願いいたします。

報告第4号 専決処分の報告についてでございます。

大和町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議

決により指定された町長の専決事項について、別紙のとおり令和4年3月31日に専決処分したものでございます。

今回の一部改正につきましては、3月定例会議中に開催いただきました議会全員協議会におきましてご説明申し上げました令和4年度税制改正大綱に沿った改正でございまして、令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が公布され、一部の規定を除き4月1日から施行がされたところであり、令和4年度の課税に支障のないよう対応いたすため、改正したものであります。また、関連いたします条例の一部改正につきましては、総務省より一部改正の準則が示されております。引用条項及び文言の見直しとその準則に沿って、今回一部改正の専決処分をさせていただいたところであります。

それでは、大和町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

法の一部改正により改正する条例が2つと、施行の時期の関係で本条例においては3つの条に分けた形での改正となり、主な改正点としましては、個人の住民税の住宅借入れ等特別控除、固定資産税、土地の負担調整等の改正となるものであります。

それでは、第1条により改正する大和町税条例の改正でございます。

初めに、第18条の4、納税証明書の交付において、証明書の交付に関し住所に代わる事項の記載をするものの交付を含めるものでございます。

2ページから3ページをお願いいたします。

第33条第4項及び第6項でございます。所得割の課税標準につきまして、町民税の所得割の課税標準について、総合課税または分離課税を確定申告書によってのみ適用するものに改めるものです。

第34条の7第1項第5号、寄附金税額控除につきましては、令和26年度からの経過措置期間終了に伴い、文言の削除を行ったものでございます。

4ページをお願いいたします。

第34条の9、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除につきましては、総合課税、または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載により行うものに改めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第36条の2、町民税の申告につきまして、第1項において公的年金等受給者の住民税申告義務に係る事項の整理を行ったものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第2項については、地方税法施行規則の改正により項を改めるものでございます。

第36条の3、所得税に係る更正または決定事項の申告義務につきましては、第2項、第3項とも地方税法の改正により文言を改めるものです。

第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書につきまして、見出しの改正と記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等の受給者の扶養親族申告書につきまして、見出しの改正と記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者及び16歳を越える扶養親族を有する者について提出義務を追加するものと、記載事項に配偶者の名前を追加するものでございます。

7 ページから8 ページをお願いいたします。

第48条第9項及び第15項、法人の町民税の申告納付につきましては、地方税法の改正により項を改めるものです。

第53条の7、特別徴収税額の納入義務等につきましては、地方税法施行規則の改正により項を改めるものでございます。

続きまして、附則の改正でございます。

附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別控除の延長見直しによる改正をするものでございます。

9 ページから10ページをお願いいたします。

附則第10条の2につきましては、地方税法の改正により引用する項を改めるものでございます。併せて第25項につきましては、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る特例措置を新たに規定するものでございます。

11ページから12ページをお願いいたします。

附則第10条の3第9項及び第11項につきましては、新築住宅に関する固定資産の減額の規定につきまして、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例を拡充するものでございます。

附則第12条、土地等に対する課する令和3年度から令和5年度までの固定資産税の特例につきまして、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を本則5%を2.5%とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

附則第16条の3第2項、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の特例につきまして、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り、適用するよう改めるものがございます。

14ページをお願いいたします。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等に造成等のために土地等を譲渡した場合の町民税の課税の特例につきまして、地方税法の改正により、引用条項の削除に伴い、改正をするものがございます。

附則第20条の2第4項、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきまして、申告方式の選択に係る規定の整備を行うものがございます。

14ページから15ページをお願いいたします。

附則第20条の3第4項及び第6項、条約適用利子等及び条約適用配当に係る個人の住民税の課税の特例につきましては、申告方式の選択に係る規定の整備を行うものがございます。

16ページをお願いいたします。

こちらは、改正前の附則第26条新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等の特別税額控除の特例につきましては、今回改正しました附則第7条の3の2の改正に伴い、条文の削除を行うものがございます。

続きまして、第2条による大和町税条例の改正でございます。

17ページをお願いいたします。

第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等の受給者の扶養親族等の申告書につきまして、扶養親族申告書の改正に伴い、文言を改めるものがございます。

続きまして、第3条による大和町税条例等の一部を改正する条例、令和3年大和町条例第10号の改正でございます。

附則第2条第4項、証券免税に関する経過措置につきまして、文言の改正を行うものがございます。

18ページから19ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1条につきましては、施行期日を規定しております。

この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

ただし、第1号の扶養親族等申告書、住宅借入金等特別控除、優良住宅地の造成等に係る町民税の特例等につきましては、令和5年1月1日、第2号の町民税の所得割の課税標準、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、町民税の申告等につきまし

ては、令和6年1月1日、第3号の納税証明書につきましては、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2項に掲げる規定の日を施行日といたすところがございます。

第2条につきましては、納税証明書に関する経過措置について規定しております。

第3条につきましては、町民税に関する経過措置について規定をしております。

第4条につきましては、固定資産税に関する経過措置について規定をしております。

以上でございます。

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分の報告についてでございます。

大和町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同項第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分の事項について、別紙のとおり令和4年3月31日に専決処分をいたしましたものでございます。

今回の一部改正につきましては、先の報告第4号の税条例と同様に令和4年度税制改正に伴います地方税法等の一部改正により、引用条項の整備などに伴う改正でございまして、準則にのっとり整理をするものでございます。

それでは大和町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

21ページをお願いいたします。

改正後の附則第2項から附則第5項につきましては、法附則第15条によるわがまち特例による固定資産税の特例措置に係る課税標準等の法改正により引用条項を整理したものでございます。

第6項につきましては、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例を定める新たな規定を整備するものでございます。

21ページから23ページをお願いいたします。

改正前、附則第6号から第11号までが項が繰り下がり、改正後、附則第7項から第12項と改正するものでございます。改正後、附則第8項につきましては、令和4年分に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とするものでございます。改正後、附則第10項から第12項につきましては、引用する附則が繰り下がったための改正をするものでございます。改正前、附則12項、用途を変更した宅地等に係る税負担の調

整措置につきましては、期間が経過したため条文を削除するものでございます。

23ページから24ページをお願いいたします。

附則第15項及び16項につきましては、引用する附則が繰り下がったため改正をするものでございます。附則17項につきましては、法則第15条第44項の新設により引用する条文を整理するものでございます。

附則でございます。第1項は施行の期日でございます。

この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

第2項につきましては、経過措置を規定するもので、改正後の大和町都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度の都市計画税について適用し、令和3年分まではなお従前の例によるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書25ページをお願いいたします。

報告第6号 専決処分の報告についてでございます。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をいたすものでございます。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり令和4年3月31日に専決処分いたしましたものでございます。

今回の一部改正につきましては、先の報告第4号の町税条例と同様に、令和4年度税制改正に伴います地方税法等の一部の改正により、引用条項の整理を行う改正でございまして、準則にのっとり整理するものでございます。

それでは大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

26ページをお願いいたします。

第2条課税額につきましては、課税の限度額の改定で、第2項では基礎課税額について63万円を65万円に、第3項では後期高齢者支援金等課税額について19万円を20万円に改正するものでございます。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額につきましても63万円を65万円に、19万円を20万円に改正するものでございます。

27ページをお願いいたします。

附則の改正でございます。

第2項公的年金等に係る国民健康保険税の課税の特例につきまして、規定中、同条中を同項中へ改めるものでございます。

附則でございます。

第1項は施行期日でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

第2項につきましては、適用区分を規定したもので、改正後の大和町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年分までは、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

財政課課長補佐堀籠 優君。

財政課課長補佐（堀籠 優君）

それでは本日、財政課長が所用のため欠席となりますので、代わって課長補佐の私堀籠が本日ご説明させていただきます。ではよろしくお願いいたします。

議案書の28ページをお開き願います。併せて別冊の令和3年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（専決第9号）につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

それでは、報告第7号 専決処分の報告でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年度大和町一般会計補正予算につきまして、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

ページ中段の専決処分書のとおりでございまして、専決処分の日は令和4年3月31日でございます。

29ページをお開き願います。

令和3年度大和町一般会計補正予算（専決第9号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ7,005万7,000円を減額いたしまして、予算の総額を146億7,064万5,000円とするものでございます。

第2項補正予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の3ページをお開き願います。

2の歳入でございます。

2款の地方譲与税から、次のページの4ページの中程でございます11款地方特例交付金までにつきましては、国または県から交付されます各種譲与税及び交付金の確定によりまして、増額または減額の措置をいたしたものでございます。

2款から11款までの合計につきましては、1億6,720万7,000円の追加となるものでございます。

続きまして4ページの12款地方交付税でございますが、こちらも額の確定による追加でございます。説明欄の特別交付税につきましては、今年の除融雪費が算定されたことによりまして増額となり、震災復興特別交付税につきましては、復興特交の課税免除分が措置されまして、増額となっております。

16款1項2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の確定による減額でございます。

5ページをお願いいたします。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、個人番号カード交付事業費の確定によりまして減額するものでございます。同じく2目民生費国庫補助金の3節につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業の確定による減額と、同じく5節では子育て世帯生活支援特別給付金事業、一人親世帯以外の事業費の確定による減額でございます。次に、3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス接種体制確保事業費で、額の確定による減額でございます。次に、4目土木費国庫補助金につきましては、社会資本総合整備交付金としまして、都市計画街路事業に10万円の追加交付があったものでございます。

17款2項7目市町村振興総合補助金につきましては、説明欄に9つの事業がございますが、それぞれ対象事業の事業費の確定によりまして、合わせて合計で222万7,000円の減額となっております。

18款2項1目不動産売払収入につきましては、法定外公共物の払下げによる増額でございます。

6ページをお願いいたします。

19款寄附金につきましては、1目総務費寄附金と3目教育費寄附金でございますが、それぞれ法人様からご寄附をいただいております。次の4目ふるさと寄附につきましては、寄附額の確定によりまして減額するものでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金及び4目ふるさと応援基金繰入金につきましては、財源調整の結果、それぞれの基金に戻し入れるものでございます。

22款5項3目雑入につきましては、令和3年2月に発生した福島県沖地震による自治協会建物災害共済からの災害見舞金でございますが、役場庁舎の外壁工事が令和4年度へ繰越しとなっておりますことから、工事完了後に給付されるものでございまして、その分を減額するものでございます。

歳入は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

それでは続きまして、歳出でございます。7ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費につきましては、ふるさと寄附事業費の額の確定によります補正をいたすものでございます。7節につきましては寄附申出者への返礼品の調達費用を、10節につきましては事務用消耗品代について、11節につきましてはふるさと寄附ポータルサイトへの広告料、クレジットカード決済手数料等につきまして、12節につきましてはふるさと寄附に係ります返礼品調達事務及び発送業務等、それぞれの実績によりまして減額をいたしましたものでございます。24節につきましては返礼等の経費を控除しました寄附金額の確定に伴いまして、ふるさと応援基金積立金を増額いたしましたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、同じく2款3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、18節につきましては、J-LISへのマイナンバーカード関連事務に係る交付金の確定による減額でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課課長補佐堀籠 優君。

財政課課長補佐（堀籠 優君）

失礼します。先ほど2款総務費等総務管理費の9目交通対策費の説明が漏れておりました。申し訳ございませんでした。

9目交通対策費につきましては、市町村総合補助金が充当されておりますが、交通安全対策推進費として、事業費の確定によりまして充当額の変更を行うものでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

健康支援課課長補佐菊地昭人君。

健康支援課課長補佐（菊地昭人君）

本日、健康支援課長は所用により出席できかねますので、私課長補佐菊地が説明させていただきます。よろしく願いいたします。

3款1項4目障害者福祉費につきましては、事業の確定により財源調整を行ったものでございます。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

続きまして、2項2目児童措置費でございます。低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し支給対象児童1人当たり5万円を給付したものでございます。

8ページをお願いいたします。

18節は、給付金の支給実績に伴う減額でございます。

次に、6目子育て世帯等臨時特別支援事業費でございます。令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策の1つに、18歳以下の児童に対して1人当たり現金10万円を給付したものでございます。12節はシステム改修による委託料の確定により契約差金を減額するもの、18節は給付金の支給実績に伴う減

額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

健康支援課課長補佐菊地昭人君。

健康支援課課長補佐（菊地昭人君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費につきましては、事業費の確定により財源調整を行ったものでございます。

4款1項2目予防費でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきまして、個別接種の実績並びに実施を想定していた追加接種に係る集団接種を実施をしなかったことなどにより、1節から17節までの減額を行ったものでございます。

併せて献血推進費、がん検診、受診率向上促進事業費、医療用ウィッグ、乳房補整具費用助成事業費の確定によりまして、財源調整を行ったものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課課長補佐堀籠 優君。

財政課課長補佐（堀籠 優君）

次に、5款1項6目水田農業対策費につきましては、コロナ禍による主食用米作付農家支援金でございまして、額の確定により充当財源の変更を行ったものでございます。

次に、6款1項3目観光費につきましては、観光案内版の修繕にふるさと応援基金を充当しておりましたが、事業費の確定によりまして、充当財源の変更を行ったものでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、7款4項2目下水道費でございます。

27節繰出金につきましては、下水道事業特別会計の繰出金で、事業の実績確定によります減額したものでございます。同じく5目街路事業費でございます。街路事業に伴います社会資本整備総合交付金の確定によります財源調整を行ったものでございます。

同じく7款5項2目子育て支援住宅建設費でございます。県支出金みやぎ木のやすらぎ空間確保対策事業費の事業確定によります財源調整を行ったものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

続きまして、9款1項2目事務局費は、事務局運営費の補正でございます。24節は歳入の寄附金を財源とする学校教育振興基金積立金40万円の追加をいたしたものでございます。次に、3項1目学校管理費につきましては、事業の確定による財源の組替えを行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、議案書の32ページをお願いいたします。

報告第8号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について専決処分をしたので、同条2項の規定により議会に報告するものであります。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和4年3月31日に専決処分したものであります。

33ページをお開きください。

令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

令和3年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は次に定めるところとするものでございます。

歳入予算の補正でございます。

第1条につきましては、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額を第1表によるものでございます。

事項別明細書の15ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目国庫補助金につきましては、災害等臨時特例補助金を増額するものでございます。

4款1項1目につきましては、保険給付費等交付金につきましては、普通交付金が減額され、特別交付金が増額されたものでございます。

歳出でございます。

5款2項1目につきましては、歳入額補正により財源内訳の変更をしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

福祉課課長補佐荒木直美さん。

福祉課課長補佐（荒木直美君）

それでは、福祉課の課長補佐荒木と申します。本日、課長の代理で出席しております。よろしくお願いいたします。

議案書の35ページをお願いいたします。併せまして、別冊の介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（専決第1号）につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

報告第9号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告いたすものでございます。

専決処分書のとおり、専決処分の日にちは令和4年3月31日でございます。

議案書の36ページをお願いいたします。

令和3年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,159万2,000円とするものでございます。同条第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、37ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

別冊の事項別明細書17ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款2項6目災害臨時特例補助金の1節は、新型コロナウイルス感染症対応分の特例補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の24節は、財政調整基金の積立金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

それでは、議案書の38ページをお願いいたします。併せまして令和3年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（専決第1号）、右下に令和4年3月31日に専決と書かれました資料につきましてもご準備をお願いいたします。

報告第10号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年度大和町下水道事業特別会計補正予算について専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

専決処分書といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和4年3月31日に専決処分したものであります。

議案書39ページをお願いいたします。

令和3年度大和町下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

令和3年度大和町の下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は次に定めるところ

ろによるものでございます。

第1条でございます。第1条の歳入歳出の補正でございます。

歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表歳入予算補正によるものでございます。

第2条でございます。地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

続きまして41ページをお願いいたします。

第2表地方債補正であります。公共下水道事業に係る起債の補正前の限度額3,020万円を補正後4,330万円にし、1,310万円を増額補正するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

詳細につきましては、令和3年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の19ページでご説明いたします。19ページをお願いいたします。

歳入であります。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、地方債の増額計上に伴う財源調整によります減額補正であります。

7款1項1目下水道債につきましては、公共下水道補助事業費の精算に伴います増額補正であります。

歳出であります。

1款2項1目下水道建設費であります。財源の内訳につきまして組替えを行ってございます。

2款1項2目公債費の利子につきましても、財源の内訳につきまして組替えを行っているものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課課長補佐堀籠 優君。

財政課課長補佐（堀籠 優君）

それでは、議案書の42ページをお願いいたします。併せまして別冊の令和4年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（専決第1号）につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

この専決につきましては、本年3月16日に発生しました福島県沖地震により、町道

や庁舎などが大きな被害を受けております。町道につきましては、国への補助申請を迅速に行うための設計に要します委託料と、庁舎では来庁者の皆様の安全確保を早急に行うための調査設計に要します委託料につきまして、専決を行ったものでございます。

議案書でご説明申し上げます。

報告第11号 専決処分の報告でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

ページ中程の専決処分書のとおりでございまして、専決処分の日は令和4年4月1日でございます。

43ページをお願いいたします。

令和4年度大和町一般会計補正予算専決第1号でございます。

第1条は歳入歳出補正予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ962万円を追加いたしまして、予算の総額を124億6,542万9,000円とするものでございます。第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

21款繰越金につきましては、歳入歳出の財源調整でございまして、962万円を計上するものでございます。

歳入は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

同じく歳出でございます。

10款2項1目道路橋梁災害復旧費12節に係ります委託料でございます。3月16日に発生いたしました福島県沖を震源とする地震によりまして、記載いたしました道路災害復旧につきまして、国の災害復旧事業に申請するものとしたしまして、町道大崎三ノ関線ほか2路線に係ります現地測量及び設計に要します費用500万円を、令和4年

4月1日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上報告申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

財政課課長補佐堀籠 優君。

財政課課長補佐 （堀籠 優君）

次に、10款3項1目現年単独災害復旧費につきましては、庁舎の災害復旧費でございまして、調査設計業務委託料を計上するものでございます。なお、3月16日の地震によりまして、庁舎外壁も再び被害を受けておりますが、現在、足場を設置しておりますことから、この工事受注者に外壁被害調査を依頼しまして、外壁調査の費用が多分に発生しないよう対応をすることといたしております。

歳出につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、報告第4号から報告第11号までを終わります。

---

日程第11「議案第47号 令和4年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第11、議案第47号、令和4年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課課長補佐堀籠 優君。

財政課課長補佐 （堀籠 優君）

それでは、議案書の45ページをお願いいたします。併せて別冊の令和4年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

議案第47号 令和4年度大和町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ6,921万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を125億3,464万2,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条地方債の補正は追加でありまして、第2表地方債補正によるものでございま

す。

それでは議案書の47ページをお願いいたします。

こちらは第2表地方債補正でございます。

いずれも3月16日の福島県沖地震により被害を受けた各公共施設の災害復旧債でございます。追加でございます。

初めに、道路橋梁単独災害復旧債につきましては、町道台ヶ森線ほか5路線の復旧工事でございます。小学校施設単独災害復旧債及び次の中学校施設単独災害復旧債につきましては、被災を受けた小・中学校の復旧工事でございます。林道単独災害復旧債につきましては、林道高倉線ほか2路線の復旧工事でございます。一般単独災害復旧費は、庁舎、吉岡コミュニティーセンター、武道館などでございます。

合計で4,000万円となりまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは別冊の事項別明細書3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

17款1項2目民生費県負担金につきましては、3月16日の地震により住宅に被害を受けた世帯への支援として、被災住宅応急修理事業費を追加するものでございます。

21款繰越金につきましては、歳入歳出の財源調整で1,721万3,000円を計上するものでございます。

23款1項5目災害復旧債につきましては、先ほど議案書の47ページでご説明申し上げたとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

歳入は以上でございます。

続きまして4ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

歳出につきましては一部を除きまして、3月、先月の地震被害による修繕及び工事などとなっております。

初めに、2款1項5目財産管理費につきましては、説明欄に記載した施設の災害復旧費でございます。吉岡コミュニティーセンターにつきましては3階天井の修繕を、鶴巣防災センターにつきましては、屋根、内壁などの修繕でございます。合わせて223万7,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

続きまして、3款3項1目災害救助費についてでございます。被災住宅応急修理事業費といたしまして、1,200万円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

健康支援課課長補佐菊地昭人君。

健康支援課課長補佐（菊地昭人君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費の27節につきましては、下水道事業会計への繰出金でございます。

お願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

同じく4款2項1目12節につきましては、去る3月16日に発生いたしました福島県沖地震での瓦礫等の災害廃棄物の処理業務の委託に係る経費でございます。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

財政課課長補佐堀籠 優君。

財政課課長補佐（堀籠 優君）

5款1項2目農業総務費につきましては、説明欄に記載した施設の災害復旧費でございます。

5ページをお願いいたします。

10節につきましては、落合ふるさとセンターの外壁塗装修繕でございます。14節につきましては宮床基幹集落センターにつきましては、大集会室と調理室の天井等の修繕

及び内壁、トイレのタイル修繕等を行う予定でございます。落合ふるさとセンターでは通路部分の壁やトイレの内壁修繕などで、合わせて351万1,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして、7款2項4目交通安全施設整備事業費14節に係ります工事請負費でございます。町道もみじヶ丘幹線2号線及び3号線と、町道熊谷小野線交差点歩道分につきまして、富谷市日吉台小学校の通学路となっており、富谷市との通学路合同点検実施後、交通安全対策として防護柵設置の要望があり、富谷市と調整したところ、交差点東側は富谷市で西側につきましては大和町で実施することになりました。今回、その費用についてお願いするものでございます。なお、この工事につきましては、令和4年度に予定しております、近接いたしますもみじヶ丘幹線2号線歩道分根上がり解消工事と併せて発注するものいたしますことから、今回補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長 文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

次に、9款教育費は、3月16日発生の福島県沖地震により被害を受けた教育施設の修繕に係る補正をお願いするものでございます。2項3目施設整備費は小学校に係るものでございまして、14節は吉岡小学校及び小野小学校の校舎接ぎ手部、エキスパンジョイント、あと宮床小学校のプール、鶴巣小学校天井配管及び落合小学校の基礎などの修繕工事でございます。

次に、3項3目施設整備費は、中学校に関わるものでございます。14節は大和中学校校舎接ぎ手部、防火扉及び外壁、宮床中学校ベランダの基点などの修繕工事でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、4項1目社会教育総務費でございます。

10節につきましては、地震により原阿佐緒記念館の玄関が閉まりにくくなりましたことから、修繕をお願いするものでございます。続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。14節につきましては、吉田教育ふれあいセンター体育館西側の外壁に一部浮きが生じたことから、外壁修繕工事17万9,000円を、また、鶴巣教育ふれあいセンターにつきましても、2階調理室天井が一部破損いたしましたことから、天井修繕工事52万8,000円をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費でございます。14節につきましては、武道館の内壁に亀裂や一部剥がれ落ちる被害がありましたことから、修繕工事をお願いいたすものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、10款1項1目農林水産業施設災害復旧費でございます。

3月16日の福島県沖地震によります農地施設の災害復旧でございます。

14節は、農道小西川線の路面沈下等の復旧に要する経費でございます。18節補助金につきましては、各地区水利組合及び土地改良区で復旧を行います農業用ため池、揚水ポンプ、排水機場等9施設の災害復旧に対しまして、7割の補助を行うものでございます。

同じく、1目林業施設災害復旧費は、14節林道高倉線の約400メートル分の舗装クラックの修繕、擁壁等の復旧及び林道勝屋敷線、同じく林道石塚線等の路肩沈下等の災害復旧に要する経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、10款2項1目道路橋梁災害復旧費14節に係ります工事請負費でございます。福島県沖を震源といたします地震によりまして被災いたしました道路災害につきまして、国の災害復旧事業に申請いたします箇所以外の町道台ケ森線ほかに係ります単独災害復旧費といたしまして、舗装の段差、沈下によります舗装の打替えや、路肩崩れによります路肩再構築等に要します費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課課長補佐 堀籠 優君。

財政課課長補佐（堀籠 優君）

次に、3項1目現年単独災害復旧費につきましては、役場庁舎の災害復旧でございまして、3階、ここの議場ですとか、各階通路の内壁、または来庁者用の階段補修のほか、外壁につきましても一部被害が拡大しておりますことから、1,118万円の予算をお願いするものでございます。

歳出につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で議案第47号、令和4年度大和町一般会計補正予算の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。10番 渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

事項別明細書の5ページ、交通安全施設整備事業で、先ほど交差点のガードポールですか、それから根上がりというご説明いただいたんですが、もう少し根上がりの部分、ご説明いただければと思います。

それから次のページの保健体育総務費で、武道館の整備をするということだったん

ですが、外壁なども結構傷んでいるように思うんですが、併せてこういったのはやらないのかどうか、この点をお尋ねをいたします。

以上2点です。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。

歩道の根上がりの工事ということでございますが、もみじヶ丘幹線2号線の丁度日吉台郵便局がございます通りでございますが、その街路樹の根によりまして、歩道の一部に支障が来しているということで、その樹木等を伐採してその支障を解消するという工事をやるものとなっております。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長 瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

ただいま渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回武道館の大地震の被害ということで、内壁等に塗り壁になっている部分を中心に亀裂や一部剥がれ落ちるというような被害になったところでございます。外壁等につきましては、従前より塗装が大分薄くなったりとか、一部、外壁の木が外れている部分等もあるんですけれども、今回につきましてはまず、地震で被害に遭いました内部の部分を改修するという事で予定しております。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第48号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第48号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長野田 実君。

上下水道課長（野田 実君）

それでは、議案書の48ページをお願いいたします。併せまして、令和4年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第1号）、右下に令和4年4月14日提出と書かれた資料につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第48号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

第1条であります。総則です。

令和4年度大和町下水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。

令和4年度大和町下水道事業会計予算第3条本文に、なお災害による損失の財源に充てるため、企業債3,160万円を借り入れるを追加し、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

第1款下水道事業収益に8万円を増額し、事業収益計を9億1,977万6,000円とし、第2項の営業外収益は8万円を増額し、4億5,057万2,000円とするものであります。

次に、支出であります。

第1款下水道事業費用に3,168万円を増額し、事業費計を9億4,802万3,000円とし、第3項特別損失については、3,168万円を増額し、4,248万5,000円とするものであります。

続きまして49ページをお願いいたします。

第3条の企業債であります。

予算第6条に定めた企業債を次のとおり追加するものであります。

災害復旧事業としまして3,160万円を増額補正するもので、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

詳細につきましては、令和4年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第1号）にあります令和4年度大和町下水道事業会計補正予算内訳書でご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

収入であります。1款2項2目他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入れに伴う増額補正であります。地方公営企業災害復旧事業債につきましては、10万円以上が対象となることから、一般会計から繰入れをお願いするものであります。

続きまして、支出であります。

1款3項1目災害による損失につきましては、下水道事業であります公共下水道農業集落排水及び浄化槽事業の修繕費であります。災害復旧とする修繕費につきましては、3,168万円を増額補正するものであります。

下水道事業における災害復旧につきましては、議案第48号の説明資料によりご説明いたします。説明資料をお願いいたします。

公共下水道事業の災害復旧としましては、管理設箇所の舗装が沈下したところにつきまして、舗装の修繕を16か所行う予定であります。説明資料にあります赤印の点線で示した区域となります。金額としましては550万円であります。

続きまして、農業集落排水事業の災害復旧につきましても、管理設箇所の舗装が沈下したところにつきまして、舗装の修繕を10か所行う予定であります。説明資料にあります黄色点線で示した区域となります。金額としましては330万円であります。

続きまして、浄化槽の災害復旧につきましては、現地調査の結果、浄化槽70基に被害が確認されております。浄化槽本体の復旧が必要となりますのは、10基の予定であります。内訳としましては、本体が地震により浮上し破損したことにより、本体の入れ替えとしまして2基、本体の撤去再設置を8基行う予定であります。説明資料にあります緑の丸で着色した箇所が、浄化槽を入れ替える予定の箇所となっております。また、緑の丸で示した箇所につきましては、本体の撤去再整地を行う予定の箇所であります。金額としましては968万円であります。

浄化槽の修繕としましては、60基の予定であります。浄化槽本体には損傷がなく、

ブロー配管、ますの高さ調整、スラブ撤去再設置等の修繕が必要となるものであります。金額としましては、1,320万円であります。

下水道事業の修繕費としましては、合計額3,168万円となるものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で議案第48号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算の説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年大和町議会4月随時会議を散会とし、休会といたします。大変お疲れさまでした。

この後のことで、事務局長より連絡がありますので、お聞き願います。

議会事務局長 （櫻井修一君）

この後でございますが、広報常任委員会を午後1時から開催させていただきますので、委員の皆さんは時間になりましたら、第一委員会室のほうに集まってくださいますようお願い申し上げます。

事務局から連絡は以上でございます。大変お疲れさまでした。

午後0時09分 散 会